

別紙

諮問第1324号

答 申

1 審査会の結論

「平成〇年〇月から平成〇年〇月までに、東京都行政書士会と各金融機関との協定について、都に対して提出された意見・具申等の文書」について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定はこれを取り消し、その存否を明らかにした上で、改めて開示、非開示の決定を行うべきである。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が令和元年5月21日付けで行った存否応答拒否を理由とする非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求については、開示請求者が請求の対象としている文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例7条2号に該当する非開示情報を開示することとなるため、条例10条に基づき、開示請求を拒否した。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年7月23日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和元年11月15日に実施機関から理由説明書を収受し、令和2年12月11日（第213回第二部会）から令和3年2月16日（第215回第二部会）まで、3回の審議を行った。

## (2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 東京都行政書士会について

東京都行政書士会は昭和26年に発足し、行政書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡その他の業務を行うことを目的として活動している。

### イ 本件開示請求について

本件開示請求の対象文書は、別表に掲げるもの（以下「本件請求文書」という。）である。

実施機関は、本件請求文書の存否を答えるだけで、条例7条2号に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例10条に基づき、その存否を明らかにせず本件開示請求を拒否する決定を行った。

### ウ 本件請求文書に係る存否応答拒否の妥当性について

本件非開示決定に関し、審査請求人は審査請求書等において、単に文書の提出から個人が特定されることの根拠が不明であり個人の識別は不可能である旨主張する。これに対し、実施機関は、提出された意見等の文書がごく少数である場合には他の情報等と照合することにより文書の提出等をした特定の個人を識別し得ると考えられる旨説明する。

これについて審査会が検討するに、本件開示請求は、その請求内容に特定個人の氏名や団体の名称は含まれておらず、特定の期間に実施機関に提出された意見・具申等の文書の開示を求めるものである。

そして、東京都行政書士会と各金融機関との協定に関するものという請求内容以外に、当該協定に対する賛否など具体的な内容に関する限定もないことからすると、特定期間における実施機関に対する提出文書の存否を答えることだけでは、本件請求文書を実施機関に提出した特定個人を識別し得るとは言い難い。

したがって、本件請求文書の存否を答えるだけで、条例7条2号の非開示情報を開

示することとなるとは認められないことから、本件請求文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した本件非開示決定は妥当ではなく、実施機関は、本件請求文書の存否を明らかにした上で、改めて開示、非開示の決定を行うべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子

別表 本件開示請求

開示請求に係る公文書の件名又は内容
平成〇年〇月から平成〇年〇月までに、東京都行政書士会と各金融機関との協定について、都に対して提出された意見・具申等の文書